相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道苫小牧市字美沢五二番地、最後の住所北海道勇払郡安平町早来栄町一〇九番地
被相続人　亡　谷口郷太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

事務所北海道苫小牧市表町三丁目二番一三号王子不動産第二ビル五階岡田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岡　聖子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市深堀町二二八番地、最後の住所北海道函館市日吉町四丁目七番六三号
被相続人　亡　奥野　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

北海道函館市大手町七番一一号
相続財産管理人　弁護士　小林　靖広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡柴田町大字葉坂字六角二一番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区台原三丁目三七番一一号　被相続人　亡　平間　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番二〇号グランドメゾン片平四階
相続財産管理人　弁護士　北爪　賀章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村郡小野町大字小野新町字荒町三二番地、最後の住所宮城県黒川郡富谷町あけの平三丁目三三番地三
被相続人　亡　塩田　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル四階ひかり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　美砂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県大崎市古川東町五番地、最後の住所宮城県大崎市古川南町三丁目八番五号
被相続人　亡　千葉　勝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

事務所宮城県大崎市古川駅南三丁目一三番二号
相続財産管理人　弁護士　冨田　成人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市大字下河原田八四二番地、最後の住所栃木県小山市神鳥谷四丁目一番一六号宇都木住宅南東一号室
被相続人　亡　谷田貝　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

栃木県小山市城東一丁目二―二八―二階亀岡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　亀岡　康一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県甘楽郡甘楽町大字轟三四一番地一、最後の住所群馬県甘楽郡甘楽町大字轟三四一番地
被相続人　亡　宇佐美勝明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市新宿一丁目一二三番地三、最後の住所群馬県館林市新宿二丁目四番二一号　被相続人　亡　清水　福

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

群馬県館林市代官町一〇番二九号
相続財産管理人　平野めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県印旛郡栄町安食二三五七番地一六、最後の住所千葉県印西市戸神台二丁目一番地二棟一一一四号
被相続人　亡　石井　真

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

事務所千葉県千葉市中央区本千葉町一〇番二三号千葉食ビル二階六号室　佐々木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木淳一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県南房総市白浜町乙浜四八二番地六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　伊藤　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

事務所千葉県館山市北条四九〇番地九　鈴木ビル二階
相続財産管理人　弁護士　村松　浩二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県成田市中台四丁目一一番地二四、最後の住所千葉県佐倉市春路一丁目七番地七
被相続人　亡　根本　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

事務所千葉県千葉市中央区中央三丁目五番七号中央ハイツ七階　大島有紀子法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大島有紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市亀井野三四六〇番地、最後の住所神奈川県藤沢市亀井野三二三五番地の三シティクルーズ湘南七〇二号室
被相続人　亡　桐山　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号麹町エイチティーズビル三階
相続財産管理人　弁護士　安部陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県伊達市伏黒字一本石三二番地、最後の住所川崎市川崎区出来野一番三号大久保荘五号　被相続人　亡　齋藤　行造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月二十日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室
相続財産管理人　弁護士　畑　裕士